

令和7年度 兵庫県社会福祉審議会総会 議事要旨

1 日時等

(1) 日時

令和8年3月30日(月) 13:30～14:45

(2) 場所

兵庫県学校厚生会館 2階 大会議室

2 発言要旨(質疑応答・意見交換等)

(1) 各専門分科会の運営状況の報告

《A委員》

- ・ 民生委員審査専門分科会において、一斉改選時に審査対象者が4,000人超と、非常に多くなっているが、実際にどのような手順で審査されているのか、また、全員の委嘱を適当とされているが、どのような基準、考え方により審査されているのか。
- ・ 身体障害者福祉専門分科会において、第2回において、医師の指定について、1人を不適当とされたとのことであるが、どのような理由によるものか。

《事務局(地域福祉課長)》

地元市町(の推薦会)にて審査の上、大丈夫であると判断された方の推薦が県に上がって来るので、基本的には委嘱を適当として処理しているが、ご指摘のとおり、一斉改選時は、審査対象者が非常に多いため、県としては、重点的に審査する対象者を絞り(①75歳以上、②常勤の被用者、③居住区域以外の区域を担当する者)、市町からの個票(理由書)に基づき分科会に諮っている。

《事務局(障害福祉課長)》

医師の指定について、不適当と判断した理由であるが、提出された経歴書や診療実績等を基に、専門性が十分に確保されているかという視点で審査している。

不適当とされた案件は、指定基準の担当する障害分野に関係のある診療科で5年以上の従事経験という要件を満たしていなかったことによるものである。

《B委員》

児童福祉専門分科会(児童相談部会)に関して、川西こども家庭センターに設置された一時保護施設開設後の状況と、中央こども家庭センターとの役割分担(棲み分け)について教えていただきたい。

《事務局(児童家庭課長)》

川西こども家庭センターは、令和7年4月の開設以来、運営状況は順調と認識。一部、無断外出した利用者がいるが、自ら一時保護施設に戻ってきたケースもあり、表現が適切かどうかは分からないが、「居心地の良い環境」を提供できているのではないかと考えている。

中央こども家庭センターとの棲み分けは、基本は、児童相談所の単位エリアでわかれているが、中央こども家庭センターは大部屋が多く、複数処遇が望ましい場合に、川西こども家庭センターは個室が多く、個室が望ましい時など、希望や事案に応じて、ケースバイケースで対応している。

《C委員》

- ・ 民生委員の高齢化が課題と聞いているが、一斉改選に当たり、①平均年齢を把握しておられるか、②数値目標は何か設定しておられるのか、③若い方に民生委員になっていただくための対策を何か講じられているのか、お尋ねする。
- ・ 老人福祉専門分科会の報告において、老人クラブのご説明があった。私も59歳なので、60歳になったら老人クラブに入ろうかと考えているが、60歳を前にした人に対して、何か案内等はあるのか（案内がなければ、そもそも入ろうと思う人はいないだろうし、老人クラブの存在すら知られることがないのではないか。）。
- ・ 児童福祉専門分科会（里親部会）において、里親の資格を取り消した事例、再認定の時に不可となったケースはあるのか。

《事務局（地域福祉課長）》

特段、民生委員の平均年齢というデータを集計・把握しているわけではなく、数値目標は特には定めてはいない。また、若い方に民生委員のなり手になっていただくための施策を何かやっている訳ではないが、各市町では出来るだけ、若い人に来ていただけるよう働きかけをしていただいている。

《事務局（高齢政策課長）》

老人クラブの案内については、県が個別で実施している訳ではなく、市町や地元の老人クラブが、チラシ・ポスター等を作成し、周知に取り組んでいただいているものと認識。60歳になってすぐではなく、さらに年齢が進んだ時に入られることが多く、75歳以上の役員が約8割という状況がみられている。県から市を通じた補助金の申請書類等書き方一つとってもなかなか覚束ない状態で、出来るだけ簡素化を目指している。

市町によっては、申請書類の記入方法も含め、個別指導を行っていただいているところがあり、入会の促進についても、市町と連携してもう少し若い人にも入ってもらえるよう呼びかけを強化して参りたい。

《事務局（家庭支援対策官）》

里親の資格取消事由としては、虐待や経済的困窮等の欠格事由があるが、思わず手を上げてしまったとのことで、自ら辞退される里親が殆どであり、職権での取消は今までにない。

再認定については、登録から5年経過する際に研修を受講いただき、再認定となる。所在不明等により再認定の申請がない者を除き、必要な研修を修了し、資格要件に著しい変動が無く、申請が上がってきたものに対しては、ほぼ再認定されている。

《D委員》

身体障害者の審査結果の数字について、交付、変更、却下というものが並んでおり、交付よりも変更が多いように見受けられるが、肢体不自由の認定件数はこんなものか。

《事務局（障害福祉課長）》

審査部会の結果、特に肢体不自由については、医師の意見で却下が多くなっている状況がみられるが、日常生活自体、機能状態等を総合的に評価する判断が特に難しい分野であると認識している。審査部会に諮った案件については、身体障害者更生相談所において判断が難しく、疑義があるものが対象である。審査部会の専門的見地をもって専門的医師の判断によるものが大きい。これは指定医師が不適切な訳ではなく、制度上、審査会が適切に機能しているものと捉えている。

《D委員》

認定を受けられなかった者は、仕方ないと納得されているのか。再申請などはあるのか。

《事務局（障害福祉課長）》

納得されず、再度申請や、審査請求（不服申立）をされる方もいる。

《E委員》

民生委員の担い手不足は深刻であり、原則75歳未満と言われているものの、そうも言っていられないのが実情。

そうした状況の中、民生委員の負担軽減を図るため、兵庫県独自の制度として、「民生・児童協力委員」を、原則、民生委員1人につき2名配置していただいているが、民生委員は活動費用の実費弁償（年額64,000円（～R7:60,200円 ⇒ R8～3,800円増額））の制度があるのに対し、協力委員は何もない状況。本日、県議会の先生方もおられるので、少しでも予算化をお願いしたい。

(2) 県からの報告

《F委員》

障害福祉サービス事業所で制作された商品の愛称・マスコット（「ここいろひん」）のロゴマークはいつから使用可能か（資料のQRコードを読み込んでもリンクが飛ばない状態になっているが。）。

《事務局（ユニバーサル推進課長）》

運用は既に始まっており、資料のQRコードの貼付が誤っている。本来は、QRコードを読み込むと、県の該当のホームページに飛び、申請書をダウンロードできる仕様。

《B委員》

第5期の地域福祉支援計画での「ひょうごケア・アシスタント」について、目標が「毎年度300名」とされているのに対し、令和5年度が74名、令和6年度が51名と、かなり減少しているが、その理由はどのようなものか。

《事務局（高齢政策課長）》

令和7年度実績は、現時点で確定値が出ていないが、80名弱の見込。いずれにしても、参加者の人数が低迷しているのはご指摘の通りであり、要因としては、マッチングが上手くいっていないことが挙げられる。

こうした状況を踏まえ、従前、マッチングも含めて団体に依頼していたものについて、令和8年度からは、マッチングを民間企業に委託することとしており、実績を増やせるよう努力したい。

《G委員》

第5期の地域福祉支援計画において、重層的支援体制を整備する市町数が、令和8年度に20市町になるとのご説明があったが、残り21市町に整備していただくのはかなり大変であり、更なる手厚い支援が必要と考えるが、どのようにお考えか。

《事務局（地域福祉課長）》

令和8年度以降、国が交付金を減額することとしており、「重層的支援体制整備事業」そのものの今後の動向が不透明。

しかしながら、「重層的支援体制整備事業」は手段であって目的ではなく、あくまでも目的は「包括的な支援体制の整備」であることから、それを如何にして整備していただくかが重要。令和8年度は、市町に出向いてお話を聞かせていただきながら伴走支援を行う等の取組を検討したい。

《A委員》

令和6年度から令和7年度にかけて、「地域福祉計画を定期的に進行管理・評価している市町数」、「福祉部局と地域づくり部局との協力体制を構築している市町数」が共に増加しておらず、頭打ちの感があるが、そもそも、このような数値目標を設定している理由・考え方について伺いたい。

《事務局（地域福祉課長）》

計画を作り、定期的に進行管理を行うこと、また、関連する他の部局とも連携しながら取り組んでいくことは当然のことと認識している。県が口出しをする事ではないかもしれないが、地域福祉支援計画という基盤があり、県が市町の計画を支援していくという部分から、全市町において取り組んでいただくことを目標に設定しており、今後も引き続き呼びかけをしていく。

《A委員》

私がこのような質問をした趣旨は、ある意味で「計画のための計画」、「仕事のための仕事」になっていないか、ということ。

個人的には、全市町実施について、深追いをする必要は無いのではないかと感じている。「ちゃんとやっていますか」と聞かれて「ちゃんとやっています」と回答することにどれだけの意味があるのか疑問。そもそも客観的・数量的に評価・判断することが難しく、数字を出す事にあまり意味のあるものに感じず、一つの意見として受け止めていただきたい。

《H委員》

- ・ 私もあと2ヶ月ほどで65歳になるが、老人クラブ入会の案内や、地元のどこにどんな老人クラブがあるのかすら、存じ上げない。率直に言って、PRも含め、効果的な対策というのはなかなか困難かと思う。今後も引き続き、関係機関で相談して検討していただきたい。
- ・ 県の財政状況が厳しさを増す中、起債許可団体に転落する見込とのことであるが、県債償還の金利が少し上がっただけでこのような状況に陥るということに驚いており、また、兵庫県の財政は本当に大丈夫なのかと懸念している。

恐らくは、そのしわ寄せは、県単独事業に行くのだろうと思っているので、県当局の皆さんも大変だろうと思うが、福祉施策の充実・強化に向けた予算確保に向け、ご努力をお願いしたい。

《I委員》

どの業種も人材不足であり、業種・企業間で人材の奪い合いという状況になっている中、福祉人材の確保に向けては、①外国人人材の活用と、②テクノロジー（AI、DX）の活用がキーワードになってくると思う。

特に後者については、人間には、人間にしか出来ない仕事に注力してもらい、それ以外の事務作業等については可能な限り省力化を図っていただきたいと考えている。

また、福祉の仕事というものが、一般の方々、特に子どもたちにとって、なかなか見えづらいのが実態。それこそ、子どもたちの「なりたい職業」に福祉職が上位にランキングされるぐらいになってもらいたい。アニメなどで取り上げてもらったり、小さい頃から福祉に接する機会を設けていただきたいと考えている。

－ 以 上 －